

古川橋駅周辺地区まちなかウォークブル基本計画（案）に係る

パブリックコメント結果

1 案件名

古川橋駅周辺地区まちなかウォークブル基本計画（案）

2 意見等募集期間

令和8年3月9日（月）～令和8年3月26日（木）

3 実施機関（担当所管課）

(1) 名称：まちづくり部地域整備課

(2) 電話番号：06-6902-6311（直通）

4 閲覧場所

地域整備課（市役所別館2階）、市情報コーナー（市役所別館1階）、市役所本館1階入口、保健福祉センター、南部市民センター、市民プラザ、市立公民館、ルミエールホール、老人福祉センター、高齢者ふれあいセンター、くらしの相談窓口（そよら古川橋駅前3階）、リサイクルプラザ、総合体育館、市ホームページ

5 受付した意見等の件数

合計 1件

6 意見等に対する考え方

下表のとおり

※下表の「提出された意見」の内容は提出されたご意見を原文のまま記載していません。

	提出された意見	意見等に対する考え方
1	古川橋駅南広場等再編プロジェクト基本計画(案)駅南広場編のp. 23で喫煙所の位置が適していないと思います。人がゆっくりするスペースの隣に喫煙所があると子供や非喫煙者にはゆっくりできない場所になってしまうと思います。再考していただきたいです。	喫煙所の位置については、周囲への影響を考慮し、規模や形状等も含め、今後、設計段階で検討していく際の参考意見とさせていただきます。